資料①

「大分市人権教育・啓発基本計画（改定案）」に対する市民意見の概要と本市の考え方

意見募集期間　　令和8年9月7日（月）～令和8年10月5日（月）
意見提出者数　　4人
意見件数　　4件

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え
1	計画案は、日本人側に外国人の理解や多様性の受容を求める内容が多いが、本来、共生のためには双方の理解と適応が必要であり、外国人側も日本の文化や生活習慣、ルールを理解し適応することが求められるという点が十分に示されていない。 「安心して暮らせる環境づくり」は外国人だけでなくすべての住民に保障されるべきものであり、多文化共生を推進するのであれば、文化の違いによる摩擦や治安などに関する市民の不安や懸念を理解し、対策を講じることも行政の役割である。	令和７年度に実施しました人権に関する市民意識調査において、「日本に居住する外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか」の設問において、1番多かった回答が「外国人が日本の文化や社会事情を理解する機会を増やす（56.7%）」、次に多かった回答が「日本人が外国の文化や社会事情を理解する機会を増やす（42.0%）」となっている結果を踏まえ、日本人も外国人もお互いの文化や社会事情を理解する必要があると考えています。 本計画案では、めざす姿において、「互いの文化や価値観を尊重し合う多文化共生社会の実現」を示すとともに、基本方針においても、「外国人市民と日本人市民の相互理解を深めるため、多様な文化や価値観に触れる機会の充実を図る」ことを示しております。
2	改定案は、女性や外国人の人権問題を個別に推進方針として掲げているが、男性や日本人困窮者の人権課題についての記述はない。すべての市民が差別や偏見なく平等に基本的人権を尊重されるためには、特定の性別や属性に偏らず、全体の客観的均衡に配慮した計画作りが必要である。	本市では、差別は許されないとの認識のもと、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を総合的に推進しています。 こうした中で、女性や外国人をめぐる人権問題については、依然として解決すべき課題があることから、その現状や課題を踏まえ、本計画において明記しているところです。 なお、本計画においては、生活困窮者に対する必要な支援や相談に努めることを明記しており、日本人の生活困窮者に対する支援についても、その趣旨を含んでいるものと考えております。 今後とも、さまざまな人権問題の特性や現状を踏まえながら、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権施策を推進してまいります。

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え
3	精神疾患を持つ人を怖いと思う人もいると思うが、偏見や恐怖心を持たず、普通に接してほしい。	本計画では、基本姿勢において、「現代社会では、性別、年齢、障がい、社会的身分、門地、民族、人種、国籍、病気、性的指向、性自認、信条など、さまざまな違いのある人々が共に暮らしており、こうした違いに対する偏見や思い込みによって、人を不当に扱ったり、排除したり、差別的な言動をとったりすることは、人権侵害につながることがあることから、どのような立場や背景の人であっても、互いの存在や価値を認め合い、尊重しながら共に生きる姿勢が大切である」ことを示しております。
4	小児・乳幼児における生命の尊厳と人権を守り、居住地域による救命の格差を解消するため、小児に使用可能な高度救急医療機器（小児対応ECMO）および「小児にも使用可能な自動胸部圧迫機器（corpuls cpr等）」の市・県内への導入・整備、ならびに連携体制の確立を基本計画に明記し、強く推進していただきたい。	本計画案は、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現」を目指し、そのための本市における人権教育・啓発の基本的な考え方や方向性を示すものであり、各人権問題ごとに「めざす姿」と、その実現に向けた基本方針を定めるものです。 なお、救急医療体制の充実や高度な医療を支える人材の育成は、地域における安心・安全な暮らしを支えるうえで重要な課題であると認識しております。大分大学医学部では、2023年（令和5年）4月に先進医療科学科が開設され、臨床工学技士をはじめとする、先進的な医療を支える人材の育成が進められています。こうした取組が、地域医療の充実につながると期待されます。